

(参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

● 通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

わく組足場

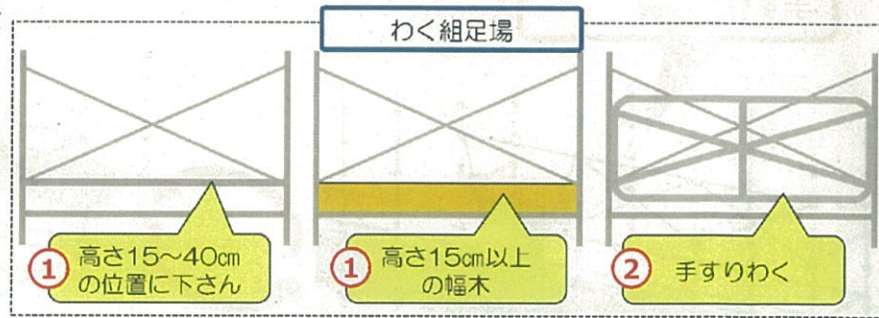
①または②のいずれかの措置

① 「交さ筋かい」 + 「下さん※」
または「高さ15cm以上の幅木」

※下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、

② 「手すりわく」



その他の足場

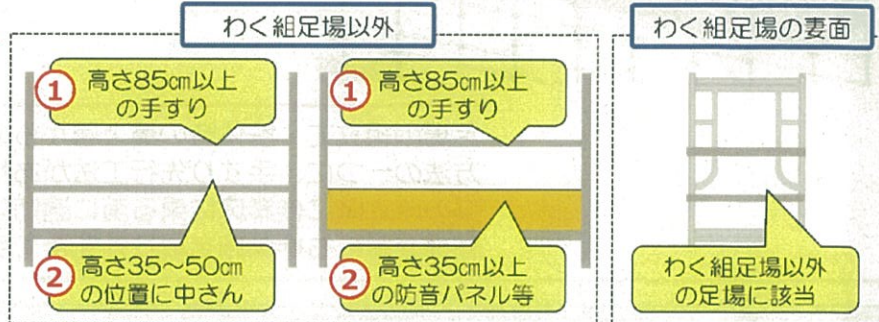
①と②両方の措置

① 「手すり※」

※手すりの位置 = 高さ85cm以上

② 「中さん※」

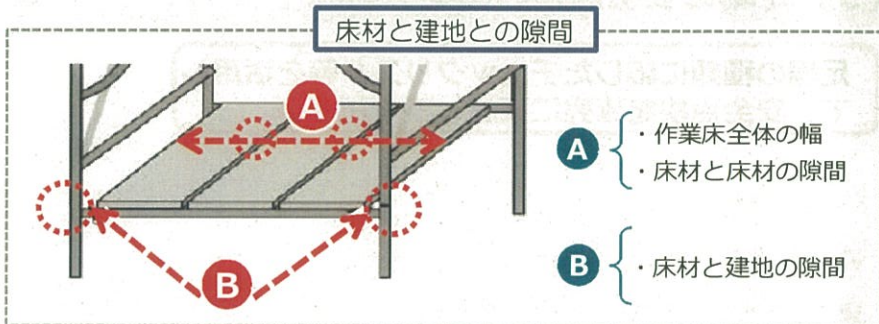
※中さんの位置 = 高さ35~50cm



床材と建地との隙間

A 作業床の幅は **40cm 以上**
床材の隙間は **3cm 以下**

B 床材と建地の隙間は
12cm 未満



墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

● 「より安全な措置」等に関する調査・診断

→ 「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

● 「より安全な措置」等に関する説明会

→ 全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: info@kasetsuanzen.or.jp

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

足場を設置する際は、
「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、
約45%は、墜落・転落災害によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P4 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P2・3の(1)(2)(3)

建設業における労働災害の発生状況

図1 死亡災害の事故の型別内訳 (平成28年)

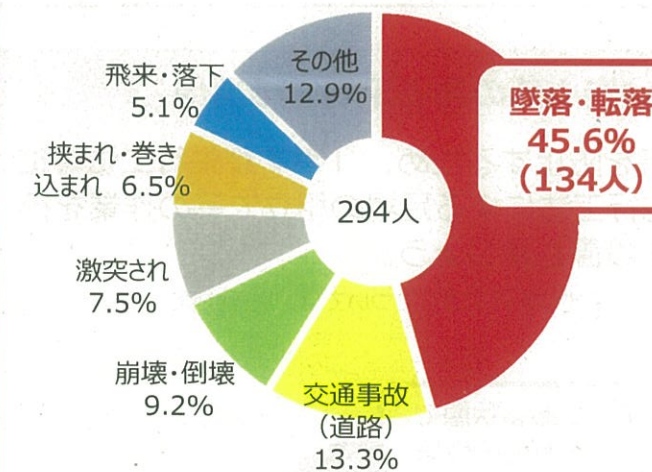
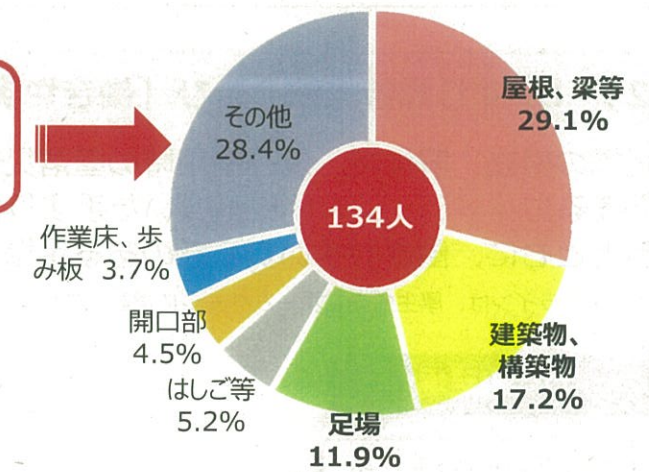


図2 墜落・転落災害の発生箇所 (平成28年)



厚生労働省では、平成29年12月から平成30年1月まで、
「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」
を実施しています。

No more! 墜落・転落災害 @建設現場



「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（※）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等**を示しています。（※）P4参照

（1）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

わく組足場

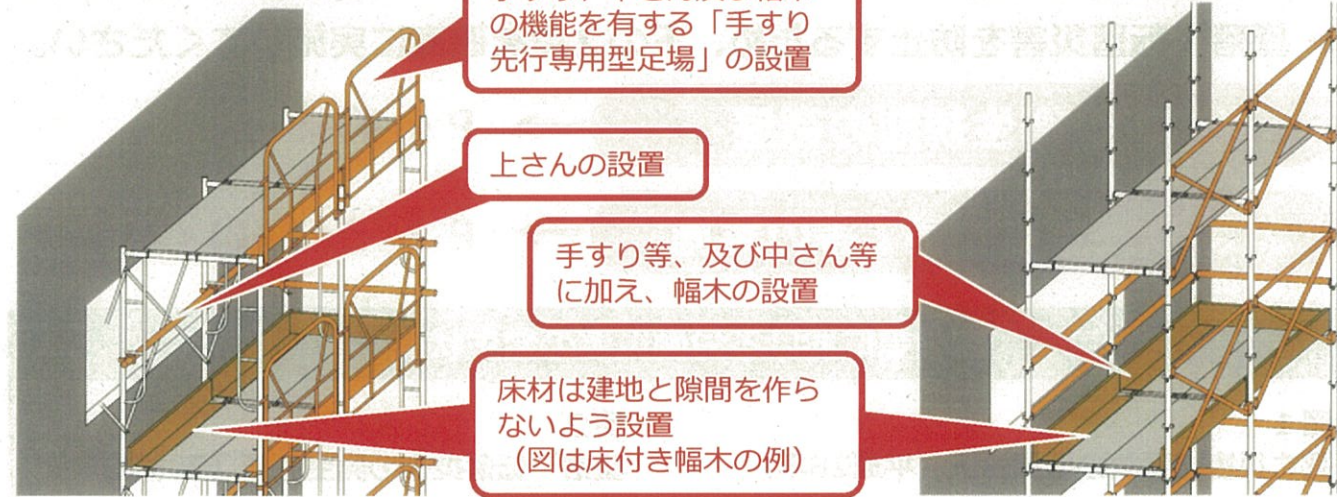
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置
（図は床付き幅木の例）

その他の足場



（2）「手すり先行工法」及び「動きやすい安心感のある足場」の採用

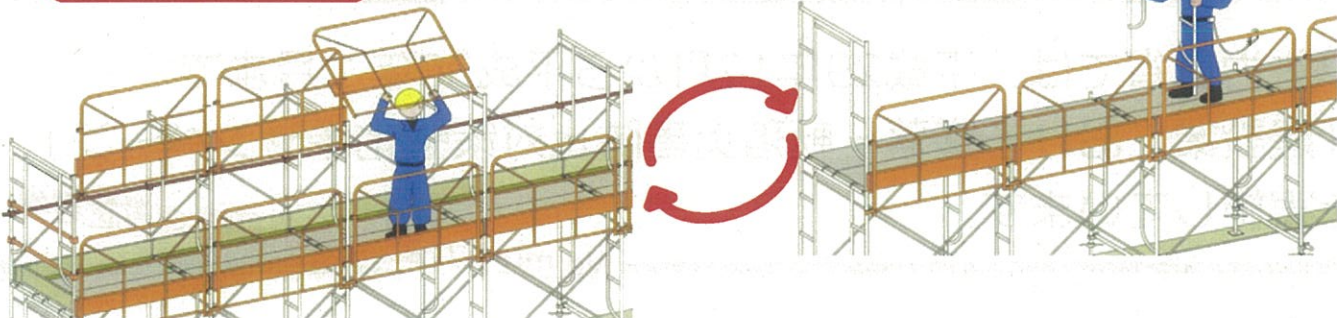
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、動きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

※ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

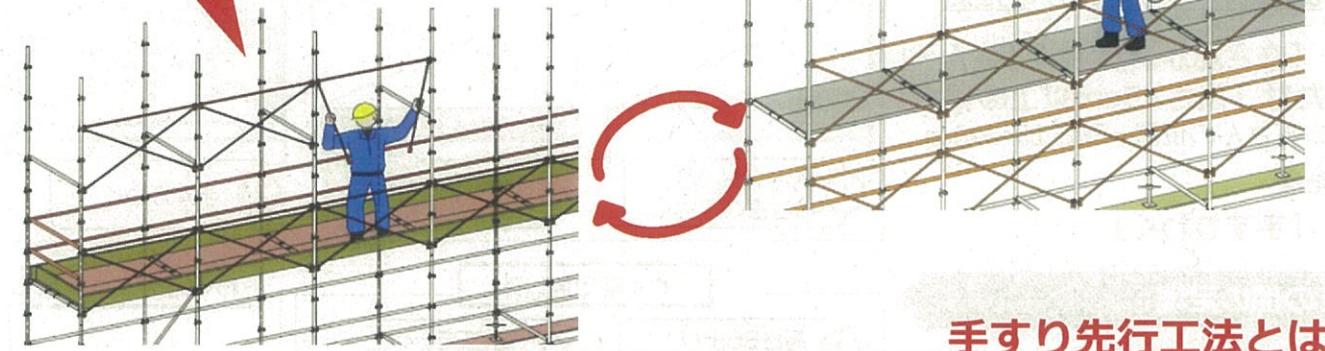
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



その他の足場

最上層の一層下から手すりを設置

手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

（3）足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じた**チェックリスト等**を活用して、**安全点検を確実に実施してください。**

点検事項	点検の内容	点検事項(注4)	点検の内容(注4)	責任(注4)	足場管理(注4)	確認(注4)
1 床材の損傷、取付け及び締結の状況	床材の取付状況は許容通りか 床付き幅木は変形したり、損傷していないか つなぎ金具の取付は確実にロックされているか 床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か 床付き幅木は建地と隙間なく設置されているか	1 床材の損傷、取付け及び締結の状況	床材の取付状況は許容通りか 床付き幅木は変形したり、損傷していないか つなぎ金具の取付は確実にロックされているか 床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か 床付き幅木は建地と隙間なく設置されているか			
2 建地、柱、梁等の堅固部、接続部及び取付部の緩みの状況	建地、柱、梁等の取付状況は許容通りか 建地、柱、梁等は、アームロック等で確実に接続されているか 脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか 建地、柱、梁等の取付部に緩みはないか	2 建地、柱、梁等の堅固部、接続部及び取付部の緩みの状況	建地、柱、梁等の取付状況は許容通りか 建地、柱、梁等は、アームロック等で確実に接続されているか 脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか 建地、柱、梁等の取付部に緩みはないか			
3 架設材及び型枠金具の損傷状況	3 架設材及び型枠金具の損傷状況			

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した**以外の方が行うことで客観的で的確なもの**としましょう。

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
 - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、**職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名**しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>
- リーフレット「手すり先行工法及び動きやすい安心感のある足場」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>